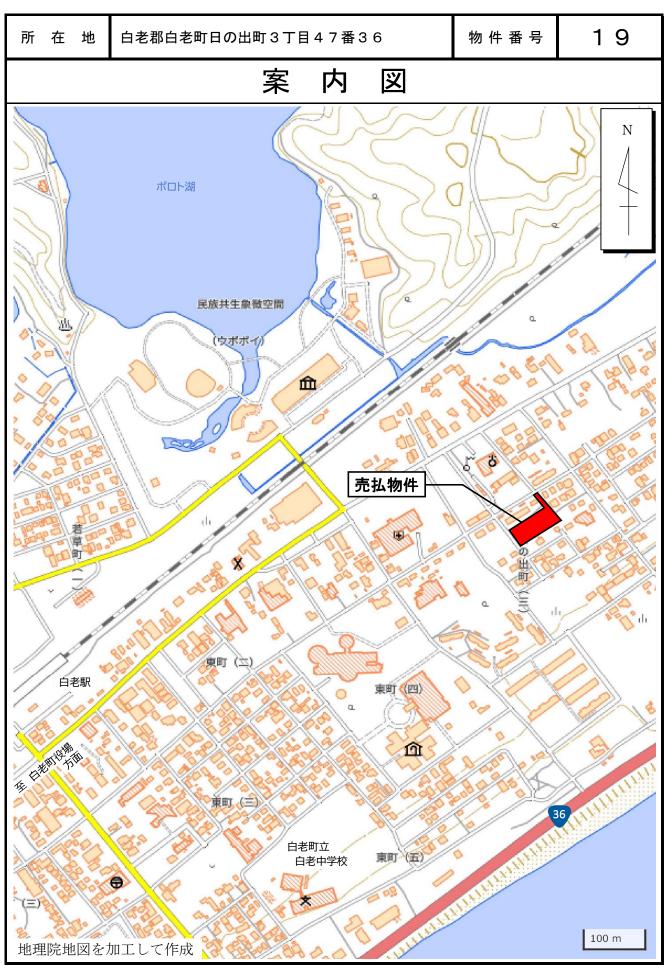
物件番号 19

所	在 地	北海道	百台	 と郡白老	町日の	の出町	73丁	目 4 7 智	\$ 36					
所 在 地 北海道白老郡白老町日の出町3丁目47番36 住居表示 北海道白老郡白老町日の出町3丁目4、6街区														
現況地目						2, 642. 06 m ²						□ 工作物 □ □		
及び面積等											立木竹	_		
	地	番 47番	36											
登言	7 簿 地	目 宅地	<u>h</u>											
	数		06 m²											
記載	事項 地													
	数													
接面道路		北西側 南西側 北東側	西側 舗装町道			幅員約 6.0 m 幅員約 5.0 m 欄のとおり					(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第3号道路)			
の	状 況													
			市街化区域											
法令に基づく制限	建築基準法	用途地域 第二種中高層住居専用地域 地域・地区												
		地域・地		6 0 %										
		容積率		200%										
		高度制限	旻	指定なし										
		防火指定		指定なし	I.I. M.	b II and b		TH (LIV)	No. No. 19 to 1777 Lat	115 3 3 10 1		Z-b. 1.		
		・都市計画 化財保護法		・景観法 ・ 都市再生特別		成及び特	定盛土等	規制法 •	津 波防災地	2域づくりに	関する法律	律・文		
	その	10/1/1/21		Th:11.17.147	111 [5][2]									
	他													
モルス	の負担等	新 私道負担	有	負担の内容	下到乡:	考事項欄	のしわり			*別葉	補足説明	事項」参照		
	かり担望		無	負担の内容	1,500%	与争识侧	ひとねり							
(CIX) 0 +			7	対応の14						炸	施 設 整 備			
供給処理		供給処理施設	配管等の状況			施 設 整 備 状 況					特別負担の有無			
						_					_			
施設の概要		公営水道 公共下水道		道路配管 有										
交ì	通機関	鉄道等 JR室蘭本線 白老駅の 北東方 約1.2km 徒歩15分												
公共施設		2 HTT 1 2 2 2 1 1 1		町役場			白老町立	白老小学校		白老町	立白老中	学校		
	別紙を参	≽照してくだ	さい。											
参														
考														
事														
項														
L.,									A. 19 - 11					

- ・当該物件内には、第三者使用の水道管が埋設されています。第三者使用の水道管の埋設状況は、北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官で資料を閲覧してください。なお、管路調査を実施していないことから、概要図に記載されてい る埋設状況は推定です。 (入札案内書「6. 資料の閲覧及び特約条項等について」参照。)
- ・当該物件の北東側の一部(約250平方メートル)は、建築基準法第42条第1項第3号の不特定多数の者が通行する道路敷 地となっており、当該道路敷地部分に建築物等の建築はできません。詳細については、白老町に照会願います。
- ・当該物件は、開発行為をしようとする場合には、都市計画法第29条の許可を受けなければなりません。
- ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道 知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、胆振総合振興局 室蘭建設管理部 建設指導課に照会願いま
- ・当該物件を含む周辺地域は、白老町津波ハザードマップにおいて、津波災害警戒区域に該当しています。詳細について は、胆振総合振興局 室蘭建設管理部に照会願います。
- ・当該物件は、白老町立地適正化計画で定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域にあります。
- ・当該物件は、埋蔵文化財が発見される可能性が高い地区に所在するため、土木工事等を行う場合は白老町教育委員会と の事前協議等が必要となります。詳細については、白老町教育委員会に照会願います。
- ・当該物件の南側隣接地からブロック塀が越境して設置されています
- ・当該物件の北東側隣接地からブロック塀及び縁石が越境して設置されています。
- ・当該物件の南東側隣接地から樹木の枝が越境しています。
- ・当該物件の北東側上空を複数の架線が通過しています。
- ・当該物件内には、汚水桝及び止水栓が設置されています。
- ・当該物件内には、砂利、切株及び束石があります。 ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等(別紙)記載の内容であることを了承したうえ、 売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 19 所 在 地 白老郡白老町日の出町3丁目47番36

